

# **社会福祉法人 東京清音会**

**指定介護老人福祉施設・指定短期入所生活介護事業所**

## **「暖心苑」 運営規程**

# 指定介護老人福祉施設・ 指定短期入所生活介護事業所 「暖心苑」運営規程

平成12年 4月1日施行

## 第1章 施設の目的及び運営の方針

### (目的)

第1条 この規程は、当苑の指定介護老人福祉施設および指定短期入所生活介護事業所の運営について必要な事項を定め、業務の適性かつ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、また、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」を遵守し、利用者の生活の安定及び生活の充実、ならびに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

### (運営方針)

第2条 当苑の指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とする。

2 当苑の指定短期入所生活介護事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減をはかるものでなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）居宅介護事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。）他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

## 第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

### (職員)

第3条 当苑は、介護保険法に基づく「指定介護老人福祉の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定居宅サービス等の事業の人事、設備及び運営に関する基準」に示された所定の職員を配置するものとする。

ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| (1) 施設長         | 1名              |
| (2) 事務長         | 1名              |
| (3) 医師          | 若干名             |
| (4) 生活相談員       | 2名以上（ショートステイ含む） |
| (5) 介護職員        | 45名以上           |
| (6) 看護職員        | 3名以上            |
| (7) 栄養士または管理栄養士 | 1名以上            |
| (8) 機能訓練指導員     | 2名              |
| (9) 介護支援専門員     | 2名              |
| (10) 事務員        | 3名              |

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員をおくことができる。

### (職務)

第4条 職員は、当苑の設置目的を達成するため必要な職務を行う。

- (1) 施設長は、施設の業務を統括する。  
施設長に事故あるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
- (2) 事務長は、法人運営・事務運営の統括および施設長の補佐に従事する。
- (3) 医師は、利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
- (4) 生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者処遇の企画及び実施に関することに従事する。
- (5) 介護職員は、利用者の日常生活の介護、援助に従事する。
- (6) 看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理に従事する。
- (7) 管理栄養士及び栄養士は、献立作成、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに利用者の栄養指導に従事する。
- (8) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (9) 介護支援専門員は、施設サービス計画を作成する。
- (10) 事務員は、庶務及び会計事務に従事する。

### 第3章 利用者定員

(定員)

第5条 当苑の指定介護老人福祉施設の入所定員は、120名とする。

2 当苑の指定短期入所生活介護事業所の利用定員は、併設型8名・空床型2名とする。

### 第4章 利用者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(施設サービス計画・短期入所生活介護計画の作成)

第6条 介護支援専門員は、指定介護老人福祉施設の利用者について、サービスの内容等を記載した施設サービス計画の原案を作成し、それを利用者に対して説明の上同意を得るものとする。

2 指定短期入所生活介護事業所の利用者については、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される場合に、短期入所生活介護計画の原案を作成し、それを利用者に対して説明の上同意を得るものとする。

(サービス提供)

第7条 職員は、サービス提供にあたっては、利用者又はその家族に対して、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(入浴)

第8条 1週間に2回以上、入浴または清拭を行う。ただし、利用者に傷病があったり、伝染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴は適当でないと判断する場合はこれを行わないことができる。

(排泄)

第9条 利用者の心身の状況に応じて、また利用者個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。

2 排泄用具を使用しなければならない利用者の排泄用具を適宜取り替えるものとする。

(離床、着替え、整容等)

第10条 離床、着替え、整容等の介護を適宜行うものとする。

(食事の提供)

第11条 食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとする。

2 食事の時間は、概ね次のとおりとする。

- |        |    |        |
|--------|----|--------|
| (1) 朝食 | 午前 | 7時30分～ |
| (2) 昼食 | 午後 | 12時～   |
| (3) 夕食 | 午後 | 18時～   |

- 3 あらかじめ連絡があった場合は、別に定めるところにより、衛生上または管理上許容可能な一定時間、食事の置き置きすることができる。
- 4 予め欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。

(送迎)

第12条 利用者の入所時および退所時には、利用者の希望・状態により自宅まで送迎を行う。ただし、原則として、送迎を行う地域は東京都江戸川区内とする。

(相談、援助)

第13条 当苑職員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言、その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の適宜の供与等)

第14条 教養娯楽設備等を整え、レクリエーションを行うものとする。

- 2 利用者が日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者及び家族において行うことが困難である場合は、その者の申し出、同意に基づき、所定の手続きにより代わって行うことができる。

(機能訓練)

第15条 利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うことができる。

(健康保持)

第16条 医師又は看護職員は、常に利用者の健康状態に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するものとする。

(栄養管理)

第17条 利用者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。

(口腔衛生の管理)

第18条 利用者の口腔の健康の維持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。

(利用者の入院期間中の取り扱い)

第19条 指定介護老人福祉施設の利用者が、入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所することができるようにしなければならない。

らない。

(緊急時の対応)

第 20 条 利用者は、身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず 24 時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができるものとする。

- 2 職員はナースコール等で利用者から緊急に対応要請があったときは、速やかに適切な対応を行うものとする。
- 3 利用者が、予め近親者等緊急連絡先を届けている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行うものとする。

(利用料)

第 21 条 指定介護老人福祉施設の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスにかかる費用の負担割合に応じた額と食費、居住費、および日常生活等に要する費用として別に定める利用料の合計額とする。

- 2 指定短期入所生活介護事業所の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める費用の負担割合に応じた額と送迎に要する費用、食費、滞在費、および日常生活等に要する費用として別に定める利用料の合計額とする。
- 3 利用者が特例居宅介護サービス費、特例施設介護サービス費、高額介護サービス費、特例居宅支援サービス費、高額居宅支援サービス費を受給する場合や生活保護を受給する場合等、別途法令に定めがある場合はそれぞれの法令によるものとする。
- 4 利用料は暦月によって、利用料の当月分の合計額を毎月支払うものとする。
- 5 利用者は、第 4 項による利用料を翌月 15 日までに支払うものとする。ただし、利用終了に伴い月の途中で退所する場合は、残金を退所時に支払うものとする。
- 6 支払いは、振り込み（指定介護老人福祉施設利用の場合は、自動引落としも可）又は現金のいずれかの方法によるものとし、支払い方法は利用開始時に施設長と利用者で決定するものとする。

## 第 5 章 ホームの利用にあたっての留意事項と職員の責務

(日課の尊重)

第 22 条 利用者は、健康と生活の安定のため施設長が定めた日課を尊重し、共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努めるとする。

(外出及び外泊)

第 23 条 利用者は、外出（短時間のものは除く）または外泊しようとするときは、その都度、外出・外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時などを施設長に届出るものとする。

(面会)

第 24 条 利用者は、外来者と面会しようとするときは、利用者または外来者がその旨を施設長に届け出るものとする。  
施設長は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。

(健康留意)

第 25 条 利用者は努めて健康に留意するものとする。施設で行う健康検査は特別の理由がない限りこれを受診するものとする。

(衛生保持)

第 26 条 利用者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、また施設に協力するものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 27 条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する
  - (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び職員に対する研修を定期的に行う
  - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 4 施設は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 28 条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(衛生管理等)

第 29 条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

2 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(施設内の禁止行為)

第 30 条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔、セクシャルハラスメント等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で、施設もしくは備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。

## 第 6 章 非常災害対策

(災害、非常時への対応)

第 31 条 施設は、消防法に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

- 2 施設は、消防法に基づき、非常災害等に対して具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員および利用者が参加する消火、通報および避難の訓練を原則として少なくとも月1～2回は実施し、そのうち年2回以上は避難訓練を実施するものとする。
- 3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- 4 利用者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、施設職員まで事態の発生を知らせるものとする。

## 第7章 その他の運営についての重要事項

### (施設の責務)

第 32 条 施設は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。職員の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

### (身体拘束等)

第 33 条 施設は、原則的に身体拘束は行わないこととする。ただし、利用者本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、利用者及び家族へ状況を説明し「緊急やむを得ない身体拘束に関する同意書」に同意を受けたうえで、その条件と期間内において身体拘束を行うことができることとする。

### (利用資格)

第 34 条 当苑の利用資格は、介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設または短期入所生活介護の利用の資格があり、当苑の利用を希望するものであって、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる者、及び、その他法令により入所できる者とする。

### (内容及び手続きの説明及び同意、契約)

第 35 条 当苑の利用にあたっては、あらかじめ、入所申込者及び身元引受人に対し、本運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得た上で利用契約書を締結するものとする。

### (施設・設備)

第 36 条 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が利用者と協議の上、決定するものとする。

- 2 利用者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占用してはならないものとする。
- 3 施設・設備等の維持管理は当苑職員が行うものとする。

### (看取り介護)

第 37 条 施設は、看取りに関する指針を定め、入居の際に、入居者等に指針の内容を説明し、同意を得るものとする。

- 2 指針に基づき、看取りに関する職員研修を行うものとする。

### (葬儀)

第 38 条 死亡した利用者に葬儀を行なう方がいない時及び遺留金品がある場合は、施設長は老人福祉法第 11 条第 2 項の規定及び「東京都老人福祉施設事務処理の手引き」を準用し、関係区市町村と協議して葬儀及び所要の引渡し等を行なうものとする。

(苦情処理)

第 39 条 利用者又は身元引受人は、提供されたサービス等につき、苦情を申し出ることができる。その場合すみやかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善の方法について利用者又は身元引受人に報告するものとする。なお、苦情申立窓口は、別に定める「重要事項説明書」に記載されたとおりである。

(個人情報の保護)

第 40 条 職員は業務上知り得た利用者およびその家族の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事業継続計画の策定等)

第 41 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

## 第8章 雑則

(委任)

第 42 条 この規程の施行上必要な細目については、施設長が別に定める。

(改正)

第 43 条 この規程の改正、廃止するときは社会福祉法人東京清音会理事会の議決を経るものとする。

付則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行し、平成 22 年 7 月 1 日より適用する。

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成24年10月1日から施行する。  
この規程は、平成25年 4月1日から施行する。  
この規程は、平成26年 4月1日から施行する。  
この規程は、平成27年 4月1日から施行する。  
この規程は、平成27年10月1日から施行し、平成27年8月1日より適用する。  
この規程は、平成28年 4月1日から施行する。  
この規程は、平成29年 4月1日から施行する。  
この規程は、平成30年 4月1日から施行する。  
この規程は、平成30年11月7日から施行し、平成30年 8月1日から適用する。  
この規程は、令和 元年10月1日から施行する。  
この規程は、令和 3年 4月1日から施行する。  
この規程は、令和 5年 4月1日から施行する。  
この規程は、令和 6年 4月1日から施行する。  
この規程は、令和 6年 6月1日から施行する。  
この規程は、令和 6年 8月1日から施行する。